(前 略)

(総括管理)

第3条 (略)

2 研究担当の理事(以下「担当理事」という。) は、前項の業務に関し、総長を補佐する。

前

(中略)

(動物実験委員会)

3 委員会は、審議結果を<u>担当理事</u>に報告するものとする。この場合において、実験計画等が適正に 実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

(中略)

(動物実験の承認等)

$$\begin{bmatrix} $1.0 \& \\ 2 \cdot 3 \end{bmatrix}$$
 (略)

- 4 部局の長は、承認した実験計画を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。
- 5 担当理事は、委員会から第5条第3項の具申を 受けたときは、当該部局の長にその実験の中止等 を命ずることができる。
- 6 (略)

(中略)

(実験実施後の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施 した後、所定の様式により使用実験動物数、計画 からの変更の有無等について当該部局の長を通 じ、担当理事に報告しなければならない。

(施設等の承認等)

$$\begin{pmatrix} 3 & 3 & \\ 2 & 3 & \\ \end{pmatrix}$$
 (略)

4 部局の長は、承認した施設等の概要等を<u>担当理</u> 事に報告しなければならない。

(中 略)

(施設等の廃止)

第16条 (略)

- 2 部局の長は、前項の届出があったときは、当該 施設等の廃止について<u>担当理事</u>に報告しなければ ならない。
- 3 (略)

(中略)

(記録の保存及び報告)

第19条 (略)

改 止

(総括管理)

第3条 (同 左)

2 研究担当の理事(以下「担当理事」という。)及び研究倫理・安全推進担当の副学長(以下「担当副学長」という。) は、前項の業務に関し、総長を補佐する。

(動物実験委員会)

3 委員会は、審議結果を<u>担当副学長</u>に報告するものとする。この場合において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

(動物実験の承認等)

- 4 部局の長は、承認した実験計画を<u>担当副学長</u>に 報告しなければならない。
- 5 <u>担当副学長</u>は、委員会から第5条第3項の具申 を受けたときは、当該部局の長にその実験の中止 等を命ずることができる。
- 6 (同 左)

(実験実施後の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施 した後、所定の様式により使用実験動物数、計画 からの変更の有無等について当該部局の長を通 じ、<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。

(施設等の承認等)

4 部局の長は、承認した施設等の概要等を<u>担当副</u> 学長に報告しなければならない。

(施設等の廃止)

第16条 (同 左)

- 2 部局の長は、前項の届出があったときは、当該 施設等の廃止について<u>担当副学長</u>に報告しなけれ ばならない。
- 3 (同 左)

(記録の保存及び報告)

第19条 (同 左)

改 正 前

2 部局の長は、飼養し、又は保管した実験動物の 種及び数等について、所定の様式により年度ごと に<u>担当理事</u>に報告しなければならない。

(中略)

(自己点検・評価)

第24条 部局委員会は、当該部局における動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己 点検・評価を行い、その結果を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。

(中略)

(実施規定)

第27条 (略)

2 担当理事は、第5条第3項、第10条第4項、 第12条、第13条第4項、第16条第2項、第 19条第2項及び第24条の規定による報告を受 けたときは必要な事項を<u>総長</u>に報告し、並びに第 10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる 場合及び前項の規定により必要事項を定める場合 には総長との協議を経て行うものとする。

改 正 後

2 部局の長は、飼養し、又は保管した実験動物の 種及び数等について、所定の様式により年度ごと に<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。

(自己点検・評価)

第24条 部局委員会は、当該部局における動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己 点検・評価を行い、その結果を<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。

(実施規定)

第27条 (同 左)

- 2 <u>担当副学長</u>は、第5条第3項、第10条第4項、 第12条、第13条第4項、第16条第2項、第 19条第2項及び第24条の規定による報告を受 けたときは必要な事項を<u>担当理事及び総長</u>に報告 し、並びに第10条第5項の規定により実験の中 止等を命ずる場合には<u>担当理事及び総長</u>との協議 を経て行うものとする。
- 3 担当理事は、第1項の規定により必要事項を定 める場合には総長との協議を経て行うものとす る。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。